

令和3年4月24日

「緊急事態宣言」発出に伴う貸会議室の使用停止について

日ごろから大阪府社会福祉会館をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、このたび、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大阪府を含む4都府県を対象に、4月25日から5月11日まで「緊急事態宣言」が発出され、大阪府知事から以下のとおり要請がありました。

【府民】

不要不急の外出自粛、不要不急の都道府県間移動の自粛等

【イベント】

規模や場所に関わらず、社会生活の維持に必要なものを除く

全てのイベントの無観客開催

【施設（飲食店以外の集会・展示施設等）】

施設規模に関わらず、イベントに準じ、無観客開催

これらの大阪府からの要請及び府有施設のうち貸館・貸会議室等の原則休館等の対応を踏まえ、当会館の貸会議室を4月26日（月）から5月11日（火）までの間、使用停止することといたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、貸会議室の取扱いについて次のとおりとさせていただきます。

1. お申込済みの会議室につきましては、既納の料金は全額ご返金いたします。
(振込手数料は、当会館負担)
また、日程変更のご希望がございましたら、新たに予約を受付けいたします。
2. 会議室の利用停止期間中の土日祝の受付業務は休止しますので、平日にお問い合わせください。

大阪府社会福祉会館